

別冊

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料 (抜粋)

平成30年3月14日(水)開催

## 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成30年3月14日(水)

社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課／地域生活支援推進室  
／障害児・発達障害者支援室

(1 / 2 冊)

### 1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等について

#### (1) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定については、
- ・ 改正障害者総合支援法等により創設された自立生活援助などの新サービスの報酬・基準の設定、
  - ・ 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児や精神障害者への支援や就労支援サービスの質の向上

などといった課題が数多くある中で、関係団体の意見等も踏まえ、昨年5月から検討を重ねてきたところ。

先月、2月5日には、厚生労働省に設置した障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、報酬改定の概要をとりまとめたところであるが、今回の報酬改定では、先に述べた課題に対応すべく、

- ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- ② 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)
- ③ 精神障害者の地域移行の推進
- ④ 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- ⑤ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

の5つの基本的考え方にに基づき、各サービスの報酬・基準について見直しを行った(関連資料1)。

#### (2) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

今回の報酬改定の施行に向けた今後の予定としては、報酬告示(平成18年告示第523号他)等について、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月下旬に公布する予定である。

また、報酬に関する関係通知やQ&Aについても、同じく3月下旬を目途に発出する予定としており、各都道府県等におかれては、あらかじめご了知いただくとともに、管内市区町村や事業者等への情報提供をお願いする。

#### (3) 各種加算等の届出時期について

障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、通常、4月から加算等の算定を開始する場合、3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行う必要があるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響等を考慮し、平成27年度報酬改定のと様と同様、4月中に届出がなされた新規の加算等については、4月1日に遡っての算定を可能とする取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県等において柔軟な設定を行って差し支えない。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

## 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

## 医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

## 精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

## 就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

## 障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

## 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たなタイプの創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
    - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
      - ※ 世話人の配置が3:1の場合
- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 区分6 | 1,098単位 |
| ：       | ：       |
| ：       | ：       |
- ※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。



2～10人

2～10人

+

短期入所1～5人

- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

# 「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

## 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

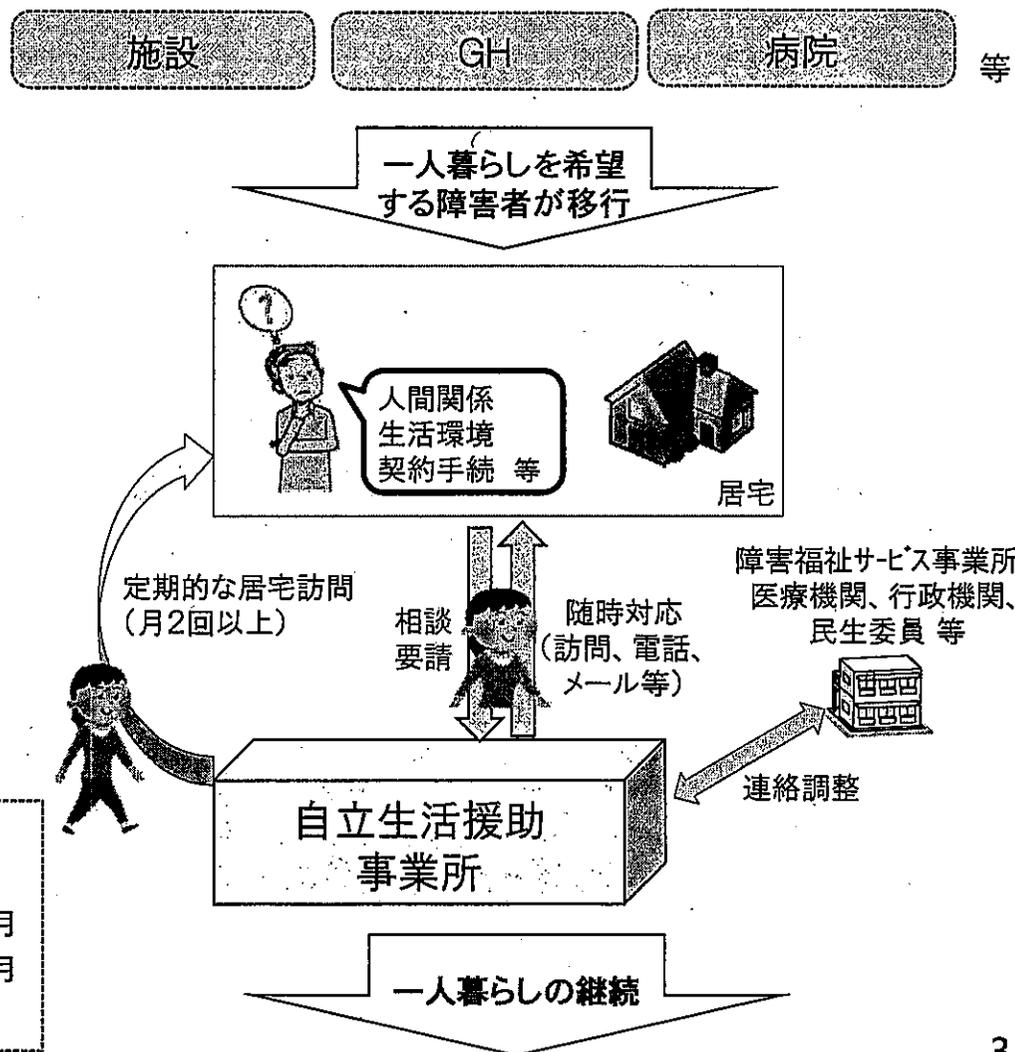
## 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

## 基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
  - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



# 地域生活支援拠点等の機能強化

○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域  
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域  
(全国：1,718市町村、352 圏域)

## 【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
  - ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

## 【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
  - ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

## 【体験の機会・場の機能の強化】

- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
  - ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）  
+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

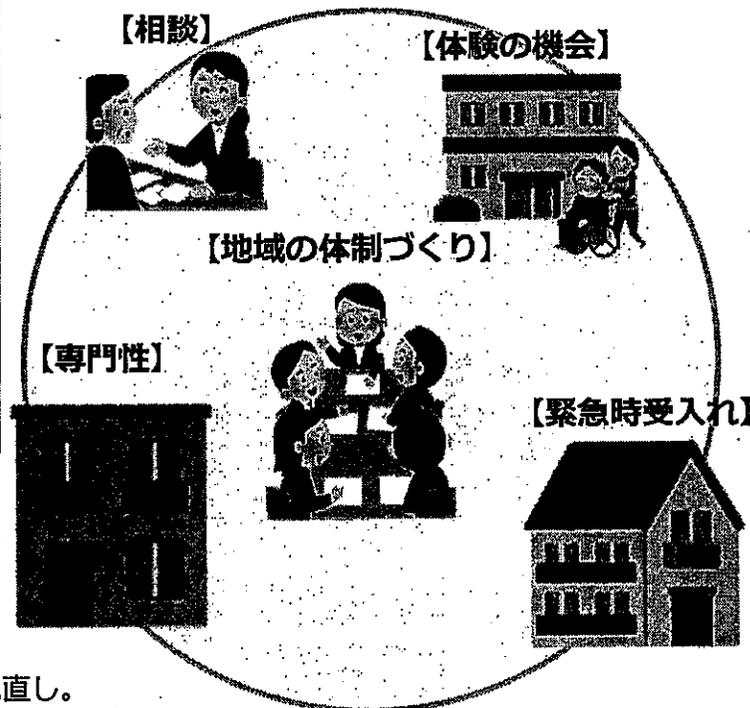
## 【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
  - ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

## 【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
  - ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）

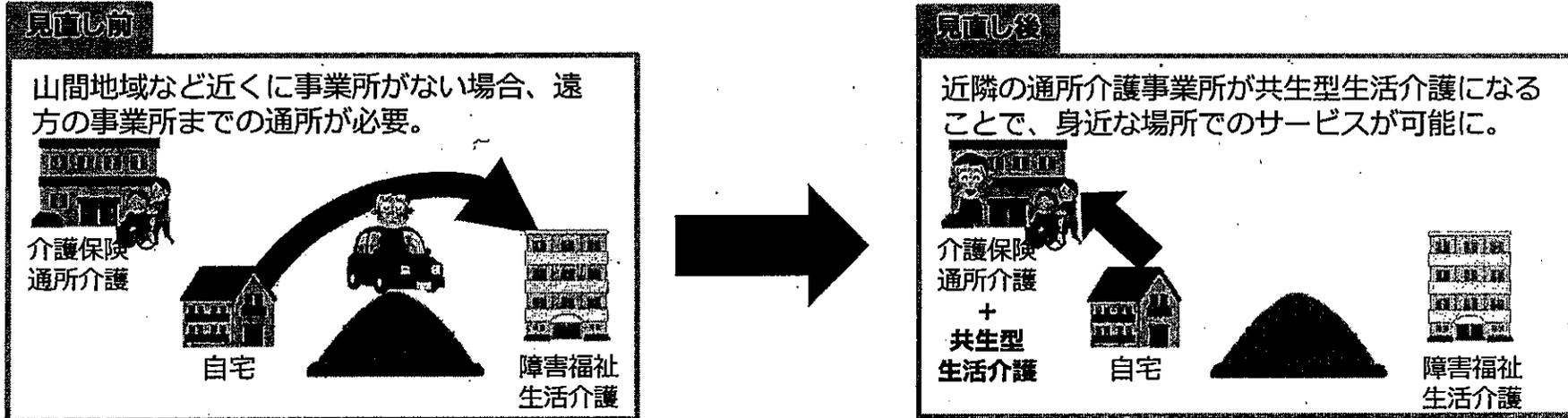
## 地域生活支援拠点等



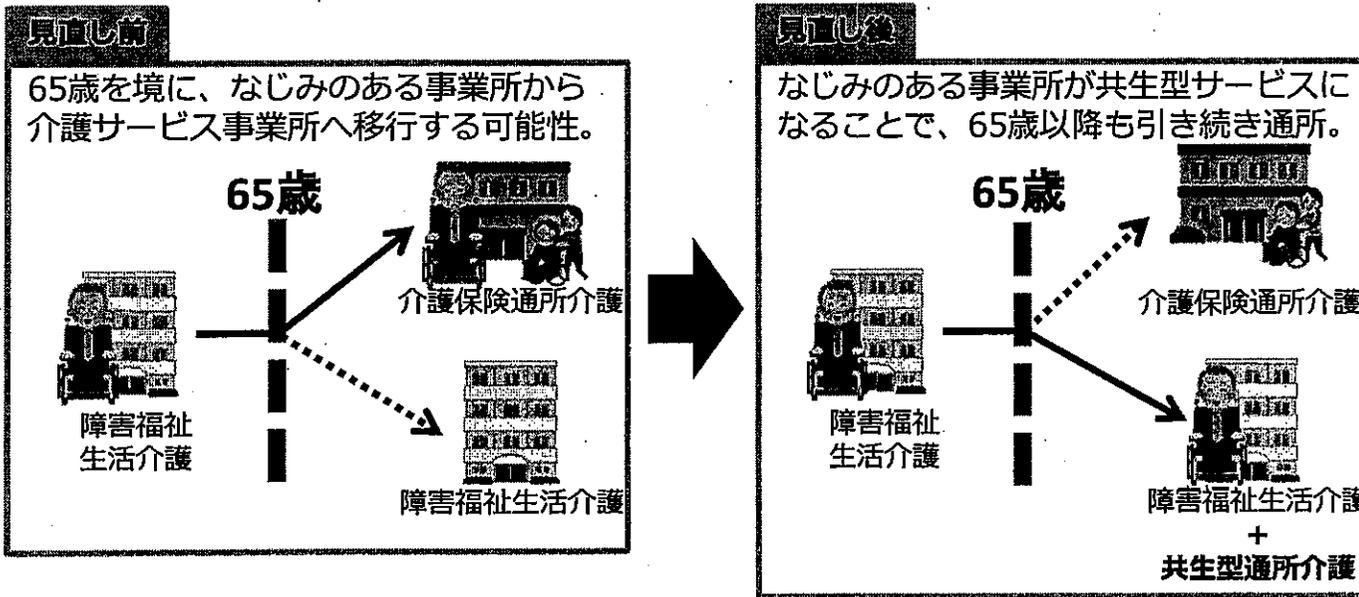
# 共生型サービスの基準・報酬の設定

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

## ○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



## ○障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



### 【障害福祉サービス等報酬の例】

- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

### 【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
  - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
  - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位等

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成30年2月5日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方 4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容 6

1. 新設サービス 6

(1) 就労定着支援 6

(2) 自立生活援助 9

(3) 居宅訪問型児童発達支援 11

2. 共生型サービス 13

3. 地域生活支援拠点等 14

4. 障害福祉サービス等における横断的事項 17

(1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し 17

(2) 各種減算の見直し 18

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い 20

(4) 送迎加算の見直し 20

(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進 21

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し 21

(7) 身体拘束等の適正化 22

(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し 22

(9) 地域区分の見直し 22

(10) 公立減算の取扱い 22

5. 訪問系サービス 23

(1) 居宅介護 23

(2) 重度訪問介護 24

(3) 同行援護 26

(4) 行動援護 28

(5) 重度障害者等包括支援 28

6. 日中活動系サービス 31

(1) 生活介護 31

(2) 短期入所 33

7. 施設系・居住系サービス 35

(1) 施設入所支援 35

(2) 共同生活援助 36

8. 訓練系サービス 38

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 38

9. 就労系サービス 40

(1) 就労系サービスにおける共通事項 40

(2) 就労移行支援 42

(3) 就労継続支援A型 44

(4) 就労継続支援B型 46

10. 相談系サービス 47

(1) 計画相談支援、障害児相談支援 47

(2) 地域移行支援 54

(3) 地域定着支援 55

11. 障害児通所支援 55

(1) 障害児通所支援における共通事項 55

(2) 児童発達支援 60

(3) 医療型児童発達支援 61

(4) 放課後等デイサービス 61

(5) 保育所等訪問支援 62

12. 障害児入所支援 62

(1) 障害児入所支援における共通事項 62

(2) 福祉型障害児入所施設 63

(3) 医療型障害児入所施設 64

13. 障害児支援共通 64

14. その他 65

(1) 国庫負担基準の見直し 65

第3 終わりに 68

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

【訪問系サービス】 70

居宅介護サービス費

重度訪問介護サービス費

同行援護サービス費

行動援護サービス費

重度障害者等包括支援サービス費

【日中活動系サービス】 76

療養介護サービス費

生活介護サービス費

短期入所サービス費

【施設系サービス】 82

施設入所支援サービス費

【居住系サービス】 83

共同生活援助サービス費

【訓練系・就労系サービス】	89
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
【相談系サービス】	101
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
【障害児通所支援】	105
児童発達支援給付費	
医療型児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
保育所等訪問支援給付費	
【障害児入所支援】	112
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 看護職員加配加算の創設について	122
別紙3 指導員加配加算の見直し等について	129
別紙4 看護師配置加算の見直しについて	139
別紙5 地域区分の見直しについて	143

## 第1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

### 1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者は約100万人、国の予算額は約1.3兆円とそれぞれ倍増するなど、障害者への支援は年々拡充している。  
そうした中で、平成27年度の社会保障審議会障害者部会において提言された「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた改正障害者総合支援法等が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定と同日の平成30年4月1日に施行される。
- 本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの具体的な報酬等の設定について検討することはもとより、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要がある。
- また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要」とされるとともに、「障害者の就労支援等の推進」が掲げられており、報酬改定を通じて障害者の工賃・賃金向上、一般就労への移行の促進や就労定着支援の充実が求められる。
- 加えて、利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など、制度の持続可能性の確保の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- このような状況の中、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.47%とし、サービス毎の報酬の設定においては、適正なサービスの確保や制度の持続可能性等の観点から、各サービスの収支状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）は、平成29年5月31日から17回にわたり、47の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスの現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

### 2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方とその対応

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定は、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

(1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

(2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。

(3) 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。
- 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

(4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し

- 障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。

(5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 新設サービス

(1) 就労定着支援

① 基本的な考え方

就労定着支援は、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施するものであることから、基本報酬は月額とし、包括的にサービスを提供する体系とする。その上で、就労定着率に応じて基本報酬を算定する仕組みとする。

② サービスの対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者を対象とする。

③ 職員配置

以下の職員を配置する。

一 就労定着支援員

常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上(資格要件は定めない。)

二 サービス管理責任者

次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに掲げる数以上

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ 就労定着支援と生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を一体的に運営している場合は、それぞれの利用者の合計数に応じて配置する。

④ 基本報酬・加算の設定

ア 就労定着率に応じた基本報酬の評価

- ・ 利用者との対面による支援を月1回以上行うことを算定要件とする。
- ・ 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者の職場定着を促進するため、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数

《通所施設移行支援加算【新設】》 500単位/回（1回を限度）

オ 利用者負担上限額管理加算の創設

- ・ 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

《利用者負担上限額管理加算【新設】》 150単位/回（月1回を限度）

カ 福祉・介護職員処遇改善加算等の創設

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設する。

《福祉・介護職員処遇改善加算【新設】》

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） + 所定単位数×7.9%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） + 所定単位数×5.8%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） + 所定単位数×3.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ） + 所定単位数×3.2%×0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） + 所定単位数×3.2%×0.8

《福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】》

- 福祉・介護職員処遇改善特別加算 + 所定単位数×1.1%

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。
- その上で、共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

《サービス管理責任者配置等加算【新設】》 58 単位

《福祉専門職員配置等加算【新設】》

イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

- ※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている場合 1日につき15単位を加算

ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

- ※ 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている場合 1日につき10単位を加算

《共生型サービス体制強化加算【新設】》 ※児童発達支援、放課後等デイサービス

- ・ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103 単位
- ・ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78 単位
- ・ 児童発達支援管理責任者かつ保育士又は児童指導員を配置した場合 181 単位

## 2. 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

### (1) 対象サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス。

### (2) 指定基準

- 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

### (3) 基本報酬・加算

- 障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。
  - ① 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。
  - ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

## 3. 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

### (1) 相談機能の強化

- 拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

《地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】》 700単位/回

- ※ 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

- 緊急利用に係る空床の確保が難しいことから、緊急短期入所体制確保加算を廃止し、緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件の見直しを行うとともに、単位数を引き上げる。

《緊急短期入所受入加算の見直し》

[現行]

- イ 緊急短期入所受入加算 (I) 120単位/日
- ロ 緊急短期入所受入加算 (II) 180単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して加算する。

[見直し後]

- イ 緊急短期入所受入加算 (I) 180単位/日
- ロ 緊急短期入所受入加算 (II) 270単位/日

※ 居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあつては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算する。

- また、「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに、その間は、定員超過利用減算は適用しないこととする。

《定員超過特例加算【新設】》 50単位/日

※ (2) の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

(3) 体験の機会・場の機能の強化

- 拠点等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスの体験利用支援加算について、利用期間の制限を廃止する。
- また、地域移行に係る「体験」については、地域移行支援と日中活動系サービスの事業所双方の連携・調整が必要であり、日中活動系サービスの体験利用支援加算については、加算算定に当たり、当該支援内容の記録を要件としているが、事務負担軽減や報酬請求の判定に格差が生じないようにする観点から、簡易な「体験利用計画」の様式を示す。

- さらに、体験を行うタイミング、体験後の地域移行の可否の見極めが短期間であることや地域移行支援事業所との調整等の負担を踏まえ、日中活動系サービスの体験利用支援加算の引上げを行うとともに、初期段階における体験利用支援の加算単位数を高く設定し、その後は逡減制にする。
- なお、日中活動系サービスの体験利用支援加算が地域移行に係る「送り出し」の支援の評価であることに對し、地域移行支援の体験利用加算については、地域移行の体験利用に係る「受け入れ」の支援の評価であり、表裏一体の関係にあることから、地域移行支援の体験利用加算についても、体験利用支援加算に併せて見直す。
- 加えて、体験利用を促進する観点から、例えば、施設入所支援利用者が夜のみ短期入所を利用し、日中は生活介護を利用する場合、日中活動系サービスを行う障害者支援施設の体験の機会に係る支援を評価する体験宿泊支援加算を創設する。なお、地域移行支援の体験宿泊加算についても、体験宿泊支援加算の創設を踏まえ見直す。

《体験利用支援加算の見直し》 ※ 日中活動系サービス

[現行]

300単位/日

[見直し後]

500単位/日（初日から5日目まで）  
+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

250単位/日（6日目から15日目まで）  
+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

《体験利用加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現行]

300単位/日

[見直し後]

500単位/日（初日から5日目まで）  
+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

250単位/日（6日目から15日目まで）  
+50単位/日 ※地域生活支援拠点等の場合

《体験宿泊支援加算【新設】》 ※ 施設入所支援 120単位/日

《体験宿泊加算の見直し》 ※ 地域移行支援

[現行]

- イ 体験宿泊加算 (I) 300単位/日
- ロ 体験宿泊加算 (II) 700単位/日

[見直し後]

- イ 体験宿泊加算 (I) 350単位/日
- ロ 体験宿泊加算 (II) 750単位/日

#### (4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

- 拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、重度障害者支援加算を生活介護（障害者支援施設が行う生活介護を除く。）に創設する。

##### 《重度障害者支援加算【新設】》

- イ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合（体制加算） 7単位/日

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

- ロ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合（個人加算） 180単位/日

※ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算する。なお、当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算できることとする。

※ （4）の加算については、拠点等の機能を「担う」・「担わない」で加算の算定の可否を分けることはしない。

#### (5) 地域の体制づくりの機能の強化

- 拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

##### 《地域体制強化共同支援加算【新設】》 2,000単位/月（月1回を限度）

#### 4. 障害福祉サービス等における横断的事項

##### (1) 福祉専門職員配置等加算の要件の見直し

- 精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

##### 《福祉専門職員配置等加算の要件の見直し》

※ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

##### 【現 行】

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

##### 【見直し後】

- イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 15単位/日

※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

- ロ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 10単位/日

※ 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上ある場合に加算する。

[注] 就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する（42頁（2）②「作業療法士を配置した場合の評価」を参照）。

##### (2) 各種減算の見直し

- 障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。
- 具体的には、以下のとおりとする。
  - ・ サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の50%を減算する。
  - ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の50%を減算する。
  - ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の30%を減算し、3月目からは所定単位数の50%を減算する。

《各種減算の見直し》

○ サービス提供職員欠如減算

【現 行】

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

【見直し後】

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算

【現 行】

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

【見直し後】

イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

○ 個別支援計画未作成減算

【現 行】

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。

【見直し後】

イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。

ロ 減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

(4) 送迎加算の見直し

- 通所系サービスの送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について、自動車維持費等が減少していることから一定の適正化を図る。その上で、生活介護における送迎については、一定の条件を満たす場合（重度者等を送迎した場合）、更に評価する。なお、短期入所については、整備促進、運営強化を図る観点から見直しは行わない。
- 就労継続支援A型における送迎については、雇用契約を締結していることや利用者の知識や能力向上のために必要な訓練を行うという観点から、事業所へは利用者が自ら通うことを基本としていることを改めて徹底する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。
- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。

《送迎加算の見直し》

【現 行】※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算（Ⅰ） 27単位/回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算（Ⅱ） 13単位/回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に14単位/回を加算する（生活介護のみ）。

[見直し後] ※ 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

イ 送迎加算 (I) 21単位/回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に加算。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用している場合に加算する。

ロ 送迎加算 (II) 10単位/回

※ 1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の100分の50以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に加算する。

※ 障害支援区分5若しくは障害支援区分6又はこれに準ずる者（一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者）が100分の60以上いる場合は、更に28単位/回を加算する（生活介護のみ）。

※ 同一敷地内の送迎については、所定単位数の70%を算定する。

(5) 訓練系、就労系サービスにおける医療観察法対象者等の受入れの促進

- 医療観察法対象者や刑務所出所者等（以下「医療観察法対象者等」という。）の社会復帰を促すために、訓練系、就労系サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）事業所について、精神保健福祉士等を配置又は病院等との連携により、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算を創設する。

《社会生活支援特別加算【新設】》 480単位/日

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し

- 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点等を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。

[注] 平成30年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(7) 身体拘束等の適正化

- 身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

(8) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

- 各サービスの経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(9) 地域区分の見直し

- 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。  
なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成32年度末まで必要な経過措置を講じる。
- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。

→「地域区分の見直しについて」（別紙5）参照

(10) 公立減算の取扱い

- 公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

《就労移行支援体制加算【新設】》

イ	利用定員が20人以下	42単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が81人以上	6単位/日

(2) 短期入所

① 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

- ・ 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設する。
- ・ 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準については、以下の取扱いとする。
  - ア 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。
  - イ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙1)参照

- ・ また、別表(128頁参照)の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する。  
 なお、受入れの体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》

120単位/日

《重度児者対応支援加算【新設】》

30単位/日

《常勤看護職員等配置加算【新設】》

イ	利用定員が6人以下	10単位/日
ロ	利用定員が7人以上12人以下	8単位/日
ハ	利用定員が13人以上17人以下	6単位/日
ニ	利用定員が18人以上	4単位/日

② 看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実

- ・ 福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。
- ・ 医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分を創設する。

《医療連携体制加算の拡充》

[現行]

イ	医療連携体制加算(Ⅰ)	600単位/日(利用者1人)
ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	300単位/日(利用者2人以上8人以下)
ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位/日
ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位/日

[見直し後]

イ	医療連携体制加算(Ⅰ)	600単位/日(利用者1人)
ロ	医療連携体制加算(Ⅱ)	300単位/日(利用者2人以上8人以下)
ハ	医療連携体制加算(Ⅲ)	500単位/日
ニ	医療連携体制加算(Ⅳ)	100単位/日
ホ	医療連携体制加算(Ⅴ)	39単位/日
ヘ	医療連携体制加算(Ⅵ)	1,000単位/日(利用者1人)
ト	医療連携体制加算(Ⅶ)	500単位/日(利用者2人以上8人以下)

※ 既存の(Ⅰ)又は(Ⅱ)については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、(Ⅵ)又は(Ⅶ)を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

③ 運営方法やサービス提供規模の適正化

- ・ 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限する。

《大規模減算【新設】》

所定単位数の90%を算定  
 ※ 単独型で20床以上の場合

④ 長期（連続）利用日数の上限設定

- ・ 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
- ・ なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。

⑤ 年間利用日数の適正化

- ・ 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
- ・ ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えないこととする。

7. 施設系・居住系サービス

① 施設入所支援

① 夜勤職員配置の評価の見直し

- ・ 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

《夜勤職員配置体制加算の見直し》

[現 行]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	49単位/日
(2) 利用定員が41人以上60人以下	41単位/日
(3) 利用定員が61人以上	36単位/日

[見直し後]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	60単位/日
(2) 利用定員が41人以上60人以下	48単位/日
(3) 利用定員が61人以上	39単位/日

② 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長

- ・ 平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。

③ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置

- ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わない。

(2) 共同生活援助

① 基本報酬の見直し

- ・ 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

② 重度の障害者への支援を可能とする新たな類型の創設（日中サービス支援型）

- ・ 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
- ・ 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。  
 なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。  
 また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

- ・ 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。

《夜勤職員加配加算【新設】》 149単位/日

- ・ 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- ・ 従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

③ 看護職員の配置の評価

- ・ 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。  
 なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算(IV)のみ認める。

《看護職員配置加算【新設】》 70単位/日

④ 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価

- ・ 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》 300単位/日(1年以内)

⑤ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価

- ・ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設する。  
 また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》 300単位/日(1年以内)

⑥ 自立生活支援加算の見直し

- ・ 退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。  
 また、同様の内容である地域移行加算(療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害児入所支援)についても、回数を拡充する。

《自立生活支援加算・地域移行加算の見直し》

[現行]	入居(入所)中1回、退居(退所)後1回	1回	500単位
[見直し後]	入居(入所)中2回、退居(退所)後1回	1回	500単位

⑦ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長(介護サービス包括型、日中サービス支援型)

- ・ 平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33(2021)年3月31日まで延長する。  
 また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

2. 訓練系サービス

(1) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

① 対象者の見直し

- ・ 障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則(機能訓練:身体障害者、生活訓練:知的障害者・精神障害者)を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

《生活訓練サービス費の見直し》

[現行]	生活訓練サービス費(Ⅱ)	
	(1) 所要時間1時間未満	245単位/日
	(2) 所要時間1時間以上	564単位/日
[見直し後]	生活訓練サービス費(Ⅱ)	
	(1) 所要時間1時間未満	248単位/日
	(2) 所要時間1時間以上	570単位/日

### 第3 終わりに

- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う。

#### ① サービスの質を踏まえた報酬単位の設定

- ・ 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行から11年が経過し、障害福祉サービス等の利用者や、サービス提供事業所数が大幅に増加する中、検討チームでは、「現行の報酬については、サービス提供者側の体制という形式的な要件で決まっている中で、それが本当にいい支援かどうかは別物である。そうした中で、非常に難しいことであるが、科学的なエビデンスに基づいた支援の質を考えなければならない」との意見があった。

次期報酬改定においては、サービスの質に関する調査研究を行うなど、サービスの質を報酬体系に反映させる手法等を検討する。

#### ② 客観性・透明性の高い諸情報に基づく報酬改定

- ・ 事業者の経営状況、提供しているサービスの質や量、利用者のサービス利用実態や収入・支出の状況、サービス利用者が近年急増している原因といった報酬改定の基礎となる諸情報について、客観性・透明性の高い手法により把握するための所要の措置を講じた上で、きめ細かい報酬改定を適切に行うための検討を行う。

#### ③ 食事提供体制加算について

- ・ 食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、そのあり方を検討する。

#### ④ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスにおける送迎加算

- ・ 就労継続支援A型と放課後等デイサービスについては、送迎対象者の実態を把握した上で、送迎加算のあり方を検討する。

#### ★⑤ 身体拘束等の適正化について

- ・ 今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

#### ⑥ 居宅介護について

- ・ 居宅介護の利用実態等を把握しつつ、身体介護と家事援助の報酬や人員基準について検討する。

#### ⑦ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について

- ・ 重度障害者等包括支援の対象者の要件について、その利用実態を把握した上で、対応を検討する。

#### ⑧ 就労移行支援利用後の一般就労について

- ・ 一般就労の範囲については、今後、就労移行支援の利用を経て一般就労した際の雇用形態や労働時間数についての実態を把握した上で、対応を検討する。

#### ⑨ 就労継続支援A型における最低賃金減額特例について

- ・ 就労継続支援A型については、重度の障害者との雇用契約締結当初に最低賃金減額特例を適用している事業所もあるが、こうした事業所について、今後、最低賃金減額特例の適用者数、適用期間、最低賃金の減額割合などの実態を把握した上で、対応を検討する。

#### ⑩ 就労移行支援における支援内容の実態把握と今後の対応

- ・ 就労移行支援の基本報酬については、就職後6か月以上定着したことをもって実績として評価することとしているが、今後、就労移行支援の具体的な支援内容と、一般就労への移行や就労定着実績との関係性等の実態を把握した上で、支援内容の評価のあり方について検討する。

#### ★⑪ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、新たな類型である日中サービス支援型の施行状況等を踏まえた上で、引き続きそのあり方を検討する。

#### ⑫ 計画相談支援・障害児相談支援のモニタリング実施標準期間等について

- ・ 計画相談支援については、モニタリングの実施標準期間の見直しに伴う効果や影響を検証し、障害児相談支援のあり方も含め更なる見直しについて引き続き検討する。

#### ⑬ 医療的ケア児者について

- ・ 医療的ケア児者に対する支援を直接的に評価するため、医療的ケア児者の厳密な定義（判定基準）について、調査研究を行った上で、評価のあり方について引き続き検討する。

## 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

現行	見直し後
<b>《訪問系サービス》</b>	<b>《訪問系サービス》</b>
第1 居宅介護	第1 居宅介護
居宅介護サービス費	居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合 248 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 392 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 570 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 651 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 724 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 732 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 804 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 813 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 884 単位に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 894 単位に所要時間 3 時間から 計算して所要時間 30 分を増すごとに 81 単位を加算した単位数
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合	ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合 248 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 392 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 570 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 651 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 724 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 732 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 804 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 813 単位

(五) 区分5	765 単位	(二) 区分5	768 単位
(三) 区分4	535 単位	(三) 区分4	537 単位
(四) 区分3	478 単位	(四) 区分3	480 単位
(五) 区分2以下	428 単位	(五) 区分2以下	430 単位
		□ 共生型生活介護サービス費	
		(1) 共生型生活介護サービス費(I)	694 単位
		(2) 共生型生活介護サービス費(II)	854 単位
□ 基準該当生活介護サービス費		ハ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	691 単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(I)	694 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	851 単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(II)	854 単位
<b>第3 短期入所</b>		<b>第3 短期入所</b>	
短期入所サービス費(1日につき)		短期入所サービス費(1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(I)		(1) 福祉型短期入所サービス費(I)	
(一) 区分6	892 単位	(一) 区分6	896 単位
(二) 区分5	758 単位	(二) 区分5	761 単位
(三) 区分4	626 単位	(三) 区分4	629 単位
(四) 区分3	563 単位	(四) 区分3	565 単位
(五) 区分1及び区分2	492 単位	(五) 区分1及び区分2	494 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(II)		(2) 福祉型短期入所サービス費(II)	
(一) 区分6	582 単位	(一) 区分6	584 単位
(二) 区分5	510 単位	(二) 区分5	512 単位
(三) 区分4	307 単位	(三) 区分4	308 単位

(四) 区分3	232 単位	(四) 区分3	233 単位
(五) 区分1及び区分2	166 単位	(五) 区分1及び区分2	167 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	758 単位	(一) 区分3	761 単位
(二) 区分2	595 単位	(二) 区分2	597 単位
(三) 区分1	492 単位	(三) 区分1	494 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	510 単位	(一) 区分3	512 単位
(二) 区分2	269 単位	(二) 区分2	270 単位
(三) 区分1	166 単位	(三) 区分1	167 単位
		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
		(一) 区分6	1,096 単位
		(二) 区分5	962 単位
		(三) 区分4	829 単位
		(四) 区分3	766 単位
		(五) 区分1及び区分2	695 単位
		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
		(一) 区分6	785 単位
		(二) 区分5	713 単位
		(三) 区分4	509 単位
		(四) 区分3	434 単位
		(五) 区分1及び区分2	367 単位
		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
		(一) 区分3	962 単位

		(二) 区分2	798 単位
		(三) 区分1	695 単位
		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(IV)	
		(一) 区分3	713 単位
		(二) 区分2	471 単位
		(三) 区分1	367 単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(I)	2,609 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(I)	2,889 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(II)	2,407 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(II)	2,686 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(III)	1,404 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(III)	1,679 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(I)	2,489 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(I)	2,768 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(II)	2,277 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(II)	2,555 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(III)	1,304 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(III)	1,578 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(IV)	1,738 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(IV)	2,014 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(V)	1,606 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(V)	1,881 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(VI)	936 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(VI)	1,209 単位
		ニ 共生型短期入所サービス費	
		(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(I)	761 単位
		(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(II)	233 単位
		(3) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(I)	958 単位
		(4) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費(II)	432 単位
		ホ 基準該当短期入所サービス費	
ニ 基準該当短期入所サービス費		(1) 基準該当短期入所サービス費(I)	761 単位
(1) 基準該当短期入所サービス費(I)	758 単位		

(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	233 単位
<u>《施設系サービス》</u>		<u>《施設系サービス》</u>	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	453 単位	(1) 区分6	455 単位
(2) 区分5	382 単位	(2) 区分5	384 単位
(3) 区分4	308 単位	(3) 区分4	309 単位
(4) 区分3	232 単位	(4) 区分3	233 単位
(5) 区分2以下	168 単位	(5) 区分2以下	169 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	356 単位	(1) 区分6	357 単位
(2) 区分5	297 単位	(2) 区分5	298 単位
(3) 区分4	235 単位	(3) 区分4	236 単位
(4) 区分3	185 単位	(4) 区分3	186 単位
(5) 区分2以下	146 単位	(5) 区分2以下	147 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下		ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分6	295 単位	(1) 区分6	296 単位
(2) 区分5	247 単位	(2) 区分5	248 単位
(3) 区分4	198 単位	(3) 区分4	199 単位
(4) 区分3	162 単位	(4) 区分3	163 単位
(5) 区分2以下	132 単位	(5) 区分2以下	133 単位
ニ 利用定員が81人以上		ニ 利用定員が81人以上	

(1) 区分6	269 単位
(2) 区分5	223 単位
(3) 区分4	178 単位
(4) 区分3	146 単位
(5) 区分2以下	125 単位

《居住系サービス》

共同生活援助

1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（I）

(1) 区分6	668 単位
(2) 区分5	552 単位
(3) 区分4	471 単位
(4) 区分3	385 単位
(5) 区分2	295 単位
(6) 区分1以下	259 単位

ロ 共同生活援助サービス費（II）

(1) 区分6	617 単位
(2) 区分5	501 単位
(3) 区分4	420 単位
(4) 区分3	334 単位
(5) 区分2	244 単位
(6) 区分1以下	212 単位

ハ 共同生活援助サービス費（III）

(1) 区分6	270 単位
(2) 区分5	224 単位
(3) 区分4	179 単位
(4) 区分3	147 単位
(5) 区分2以下	126 単位

《居住系サービス》

第2 共同生活援助

1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（I）

(1) 区分6	661 単位
(2) 区分5	547 単位
(3) 区分4	467 単位
(4) 区分3	381 単位
(5) 区分2	292 単位
(6) 区分1以下	242 単位

ロ 共同生活援助サービス費（II）

(1) 区分6	611 単位
(2) 区分5	496 単位
(3) 区分4	417 単位
(4) 区分3	331 単位
(5) 区分2	242 単位
(6) 区分1以下	198 単位

ハ 共同生活援助サービス費（III）

(1) 区分 6	584 単位	(1) 区分 6	578 単位
(2) 区分 5	467 単位	(2) 区分 5	463 単位
(3) 区分 4	387 単位	(3) 区分 4	383 単位
(4) 区分 3	301 単位	(4) 区分 3	298 単位
(5) 区分 2	211 単位	(5) 区分 2	209 単位
(6) 区分 1 以下	182 単位	(6) 区分 1 以下	170 単位
ニ 共同生活援助サービス費 (IV)		ニ 共同生活援助サービス費 (IV)	
(1) 区分 6	699 単位	(1) 区分 6	691 単位
(2) 区分 5	582 単位	(2) 区分 5	577 単位
(3) 区分 4	502 単位	(3) 区分 4	497 単位
(4) 区分 3	415 単位	(4) 区分 3	411 単位
(5) 区分 2	326 単位	(5) 区分 2	322 単位
(6) 区分 1 以下	289 単位	(6) 区分 1 以下	272 単位
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	
(1) 4 : 1 の場合		(1) 4 : 1 の場合	
(-) 区分 6	444 単位	(-) 区分 6	440 単位
(二) 区分 5	398 単位	(二) 区分 5	394 単位
(三) 区分 4	365 単位	(三) 区分 4	361 単位
(2) 5 : 1 の場合		(2) 5 : 1 の場合	
(-) 区分 6	393 単位	(-) 区分 6	389 単位
(二) 区分 5	347 単位	(二) 区分 5	343 単位
(三) 区分 4	314 単位	(三) 区分 4	311 単位
(3) 6 : 1 の場合		(3) 6 : 1 の場合	
(-) 区分 6	360 単位	(-) 区分 6	356 単位

(ニ) 区分5	313 単位	(ニ) 区分5	310 単位
(三) 区分4	281 単位	(三) 区分4	278 単位
		2 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）	
		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	
		(1) 区分6	1,098 単位
		(2) 区分5	982 単位
		(3) 区分4	901 単位
		(4) 区分3	717 単位
		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	
		(1) 区分6	1,014 単位
		(2) 区分5	898 単位
		(3) 区分4	816 単位
		(4) 区分3	633 単位
		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	
		(1) 区分6	963 単位
		(2) 区分5	846 単位
		(3) 区分4	765 単位
		(4) 区分3	582 単位
		ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	
		(1) 区分6	1,128 単位
		(2) 区分5	1,012 単位
		(3) 区分4	931 単位
		(4) 区分3	747 単位
		ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	

	(1) 3 : 1の場合	
	(一) 区分6	904 単位
	(二) 区分5	788 単位
	(三) 区分4	707 単位
	(四) 区分3	620 単位
	(五) 区分2	456 単位
	(六) 区分1以下	397 単位
	(2) 4 : 1の場合	
	(一) 区分6	820 単位
	(二) 区分5	704 単位
	(三) 区分4	622 単位
	(四) 区分3	536 単位
	(五) 区分2	371 単位
	(六) 区分1以下	321 単位
	(3) 5 : 1の場合	
	(一) 区分6	769 単位
	(二) 区分5	652 単位
	(三) 区分4	571 単位
	(四) 区分3	485 単位
	(五) 区分2	321 単位
	(六) 区分1以下	277 単位
	(4) 体験利用の場合	
	(一) 区分6	934 単位
	(二) 区分5	818 単位

	(三) 区分4	737 単位
	(四) 区分3	650 単位
	(五) 区分2	486 単位
	(六) 区分1以下	427 単位
	へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
	(1) 3 : 1の場合	
	(一) 区分6	693 単位
	(二) 区分5	646 単位
	(三) 区分4	613 単位
	(2) 4 : 1の場合	
	(一) 区分6	608 単位
	(二) 区分5	562 単位
	(三) 区分4	529 単位
	(3) 5 : 1の場合	
	(一) 区分6	557 単位
	(二) 区分5	511 単位
	(三) 区分4	478 単位
	ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
	(1) 3 : 1の場合	
	(一) 区分6	601 単位
	(二) 区分5	554 単位
	(三) 区分4	521 単位

		(2) 4 : 1の場合	
		(一) 区分6	516 単位
		(二) 区分5	470 単位
		(三) 区分4	437 単位
		(3) 5 : 1の場合	
		(一) 区分6	465 単位
		(二) 区分5	419 単位
		(三) 区分4	386 単位
2 外部サービス利用型共同生活援助（1日につき）		3 外部サービス利用型共同生活援助（1日につき）	
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	259 単位	イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）	242 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	212 単位	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）	198 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	182 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）	170 単位
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	121 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）	113 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	289 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	272 単位
3 受託居宅介護サービス費		3 受託居宅介護サービス費	
(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した 単位数		(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合 260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した 単位数	
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数		(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数	

地域区分の見直しについて

○ 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し（障害者サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

	1区	2区	3区	4区	5区	6区	その他
	1区	2区	3区	4区	5区	6区	その他
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円						
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
	(新設)						
	(新設)						
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

<平成30年度以降>

	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	その他
	20%	15%	10%	12%	10%	8%	3%	0%
居宅介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護	10円							
生活介護	11.22円	10.96円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
短期入所	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
施設入所支援	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労定着支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
自立生活援助	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活援助	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
計画相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

○ 平成 30～32 年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

		元服し後の障害者の地域区分							
		1地域 (102%)	2地域 (103%)	3地域 (104%)	4地域 (105%)	5地域 (106%)	6地域 (107%)	7地域 (108%)	その他 (109%)
元服し後の障害者の地域区分	1地域 (102%)	茨城県 特別区							
	2地域 (103%)	茨城県 特別区							
	3地域 (104%)	茨城県 特別区							
	4地域 (105%)	茨城県 特別区							
	5地域 (106%)	茨城県 特別区							
6地域 (107%)	茨城県 特別区								
7地域 (108%)	茨城県 特別区								
その他 (109%)	茨城県 特別区								

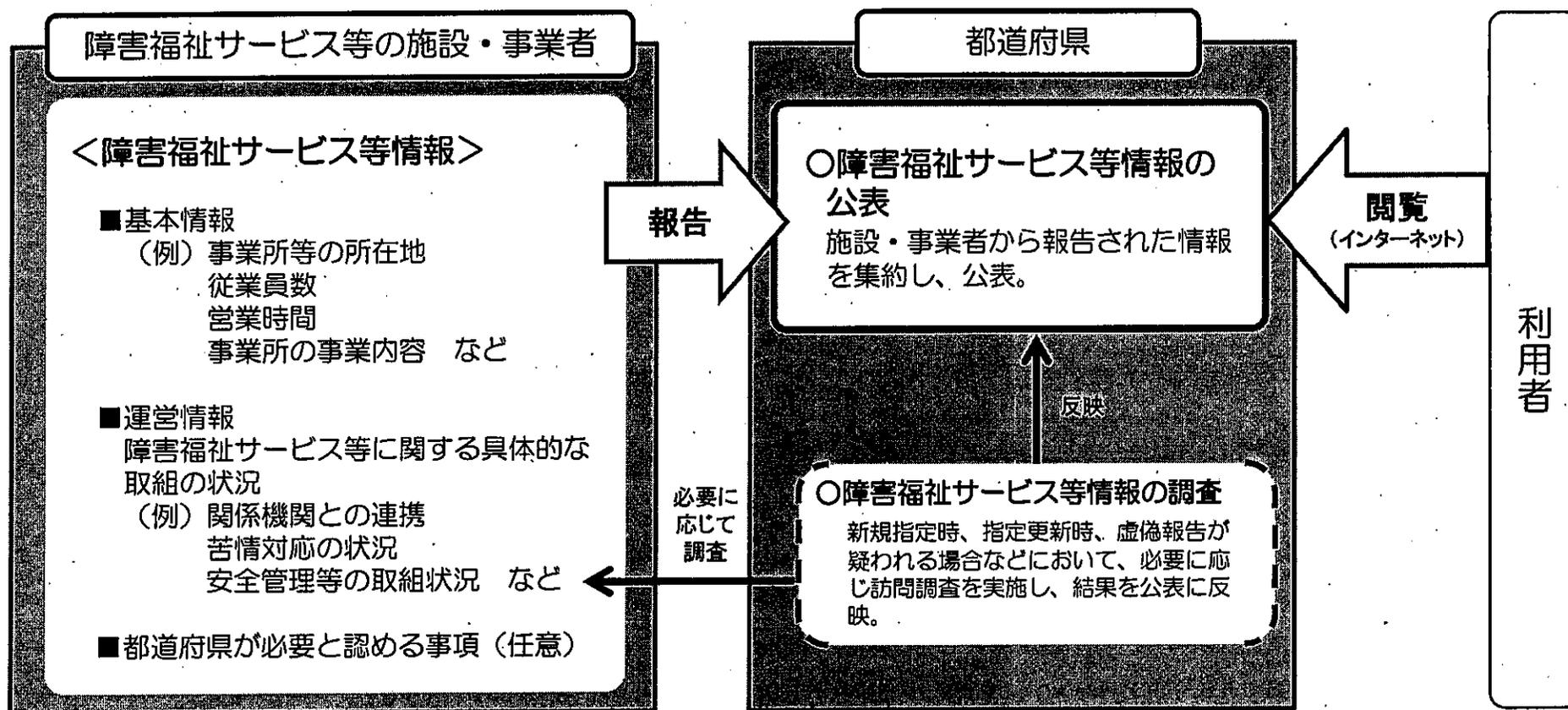
# 障害福祉サービス等情報公表制度 の施行について

関連資料3

# 障害福祉サービス等情報公表制度の概要

## 1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



## 2. 実施主体

○ 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。

※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者の情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

## 3. 公表対象となる事業者

① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。

② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

## 4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。  
 「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。  
 「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所等を運営する法人等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等</li> </ul> </li> </ul>
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスを提供する事業所等に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスに従事する従業者に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等</li> </ul> </li> <li>○ サービスの内容に関する事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等</li> </ul> </li> <li>○ 利用料等に関する事項 など</li> </ul>
②運営情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の権利擁護の取組</li> <li>○ サービスの質の確保の取組</li> <li>○ 相談・苦情等への対応</li> <li>○ サービスの評価、改善等の取組</li> <li>○ 外部の者等との連携</li> <li>○ 適切な事業運営・管理の体制</li> <li>○ 安全・衛生管理等の体制</li> <li>○ 情報の管理、個人情報保護等の取組</li> <li>○ その他(従業者の研修の状況等) など</li> </ul>

## 5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

### (2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム」を立ち上げる予定。
- ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

## 6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

### (1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。

※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

### (2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。

※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

#### 【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消)等

7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)

	平成29年度				平成30年度						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
(独)福祉医療機構			都道府県・事業者へシステム利用に係るID等の発行								障害福祉サービス等情報の公表開始
	システム改修等			システム利用	システム運用						
都道府県 (指定都市・中核市を含む)		システムに都道府県のメールアドレス登録			受理・確認						
事業者		システムに事業者のメールアドレス登録			都道府県等へ報告						

※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

# 都事業関係について

平成30年度 関連事業

障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

ア「グループホーム等防災対策助成事業」について

1 事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所及び法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所（以下「グループホーム等」という。）が、消防法令に定める基準、或いは基準以上の消防用設備等の設置をする場合や、地域を交えた防災訓練を開催する場合及びグループホーム等に勤務する従業者が防災に関する講習会等へ参加する場合に、区市町村がその費用の一部を補助することにより、より安全なグループホーム等の推進を図る。

2 補助対象事業

法第36条第1項の規定に基づき東京都知事による指定を受けたグループホーム等が行う以下の事業

- ① 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等を設置する事業
- ② 消防・自治会等を交えた防災訓練を実施する事業
- ③ グループホーム等に勤務する従業者が防災に関する講義や実務講習のある講習会等へ参加する事業

3 事業の実施主体

共同生活援助のユニット又は短期入所の事業所が所在している区市町村

4 補助基準額

(1) 消防用設備等助成

① 共同生活援助事業所の場合

1ユニット定員5人以下の場合	1ユニット当たり	2,300千円
1ユニット定員6人以上の場合	1ユニット当たり	2,900千円

※短期入所を一体的に行う共同生活援助事業所の場合は、「1ユニット定員」を共同生活援助と短期入所の定員の合計とし、短期入所分も対象経費に含む。

② 短期入所事業所の場合（①及び空床利用型の場合を除く）

1事業所定員5人以下の場合	1事業所当たり	2,300千円
1事業所定員6人以上の場合	1事業所当たり	2,900千円

(2) 防災訓練開催経費助成

補助基準額	1件当たり	40,000円
-------	-------	---------

(3) 外部防災講習受講助成

補助基準額	1人当たり	5,000円
-------	-------	--------

5 補助対象経費

(1) 消防用設備等助成

- グループホーム等が消防用設備等の整備に要した以下の経費など
- ・自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、スプリンクラー設備の設置経費等
- (2) 防災訓練開催経費助成
- グループホーム等が、消防・自治会等を交えた防災訓練を実施するにあたり、必要となる以下の経費など
- ・ポスター、レジュメ等の印刷代
  - ・防災訓練を実施する場所の使用料
  - ・講習会を催す場合の講師への謝金
  - ・防災訓練に使用する消火器やその他消耗品等の購入経費
- (3) 外部防災講習受講助成
- グループホーム等に勤務する従業者などが受講する、社会福祉施設等を対象とした防火実務講習会等への参加費用など

6 留意事項

- (1) 当該補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合には、この補助事業の対象としない。
- (2) グループホーム等が一つの建物に他の事業所等と併設している場合には、グループホーム等に係る経費分のみを補助対象とする。
- (3) 消防用設備等の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は補助対象外とする。

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話03(5320)4151

## 障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

### サ「障害者単身生活サポート事業」について

#### 1 事業の目的

地域での単身生活を希望する障害者（グループホーム入居者等）に対し、賃貸契約等による一般住宅、もしくはグループホームのサテライト型住居への入居に必要な支援を行うとともに、地域で安心して障害者が暮らすために、関係機関との連携を図りながら、夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

#### 2 補助対象

地域での単身生活を目指すグループホーム入居者及びグループホーム退去者

#### 3 事業内容

##### ① 障害者単身生活サポート助成

指定共同生活援助事業者又は地域活動支援センターI型の事業実施機関による入居支援及び24時間の支援。

※実施にあたっては専従職員1名の配置が必要（ただし、本事業の支援業務に支障がないと認められるときは、他の支援業務に従事することができる。この場合、それぞれの支援業務に従事する時間及び業務内容を明確に区別するものとする。）。

##### 【主な業務の例】

- ・ 障害者への居住支援
- ・ 家主、地域住民への理解促進等
- ・ 医療機関との連携
- ・ 単身生活を行っているものと、これから行おうと考えている者の交流の場の設置
- ・ 障害者の受け入れに理解のあるオーナーなどから賃貸物件情報を収集・公開 など

##### ② 単身生活移行・定着支援助成

単身生活移行や定着に必要な直接支援（単身生活移行前後1年間）。

※ただし、通過型グループホーム入居者及び地域定着支援の支給決定を受けた者は対象から除く。

##### 【主な支援の例】

- ・ 調理の補助や栄養管理指導
- ・ 身の回りの清潔保持のための見守り
- ・ 就労先や就労支援機関との連絡調整
- ・ 金銭管理の支援 など

#### 4 事業の実施主体

- ① 事業所所在地の区市町村
- ② 支援対象者の実施機関である区市町村

#### 5 補助基準額

- ① 1カ所当たり 年額 7,039千円を上限とする。
- ② 1人当たり 年額 317千円を上限とする。

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話03(5320)4151

## 障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

### ナ「グループホーム地域ネットワーク事業」について

#### 1 事業の目的

区市町村が選定する地域のグループホーム運営法人が中心となって、グループホーム地域ネットワークを構築し、人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携に向けた取り組みを行うことで、孤立化しやすい各グループホームの支援体制を強化し、質を向上させることを目的とする。

#### 2 補助対象事業

区市町村が選定したグループホーム運営法人が中心となって、グループホーム地域ネットワークを構築し、グループホームの質を向上させるための以下の事業活動に対して補助する。

##### （事業内容）

- 日常的な事例検討会の開催、研修会の企画・運営など、地域のグループホームの人材育成の支援
- 運営会議等の開催、保健・医療・就労等の関係機関へのつなぎなど、地域のグループホーム相互の連携強化の取り組み
- 地域のグループホームに対する訪問や電話など、専門的な指導・助言

#### 3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。区市町村は、上記のような業務を適切に実施し、グループホーム地域ネットワークを構築することができる法人等へ事業を委託することができる。

なお、管内に所在するユニットが少ない場合など、1区市町村単独でネットワークを構築することが困難な場合などは、他の区市町村と共同で事業を実施することができる。

#### 4 補助基準額（月額）【補助割合 1/2】

補助基準額は、1区市町村当たりのユニット数に応じ、下記のとおりとする。

1～5 ユニット	128,000円
6～10 ユニット	168,000円
11～20 ユニット	229,000円
21ユニット以上	229,000円 + (20を超えるユニット数×6,600円)

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話03(5320)4151

障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

ネ「障害福祉サービス等医療連携強化事業」について

1 事業の目的

医療的ケアを要する障害者への支援のため、障害者支援施設等に看護師を配置し、短期入所事業所等と訪問看護事業所の連携構築や地域の障害者等に対する医療的な相談支援等に取り組み区市町村を支援する。

2 補助対象事業

以下のような医療連携強化に資する業務を行うため、区市町村立直営、社会福祉法人、医療法人等（短期入所、グループホーム、日中活動系サービス事業所、相談支援事業所等と連携可能な法人等に限る）が運営する障害者支援施設等に看護師を配置した場合に補助する。

<事業内容>

- ① 短期入所事業所等と訪問看護の連携構築
- ② 「短期入所における医療的ケアを要する障害者の受入れ・対応」や「地域の障害者等からの相談」に関する医療的な支援の調整や助言等
- ③ 地域の障害・医療分野の関係者による定期的な連絡会の開催

【連絡会の取組イメージ】

医療的ケアを要する障害者を支援する関係機関が定期的集まり、事例検討、現状・課題の共有と検討、意見交換、情報交換、地域特性を活かした支援体制のあり方を協議したり、医療連携強化に資する研修、講習会等を開催したりすることで、地域の医療連携体制の強化を図る。

※関係機関例：配置看護師、短期入所事業者、訪問看護ステーション等事業者、医療機関等関係者、障害福祉サービス事業者、その他障害者支援の関係者

3 事業の実施主体

事業の実施主体は区市町村とする。ただし、事業の全部又は一部について、事業を適切に運営することができる法人等への委託又は補助により実施することができる。

4 補助基準額【補助率1/2】

看護師配置1人当たり 5,022千円（年額）

5 補助対象経費

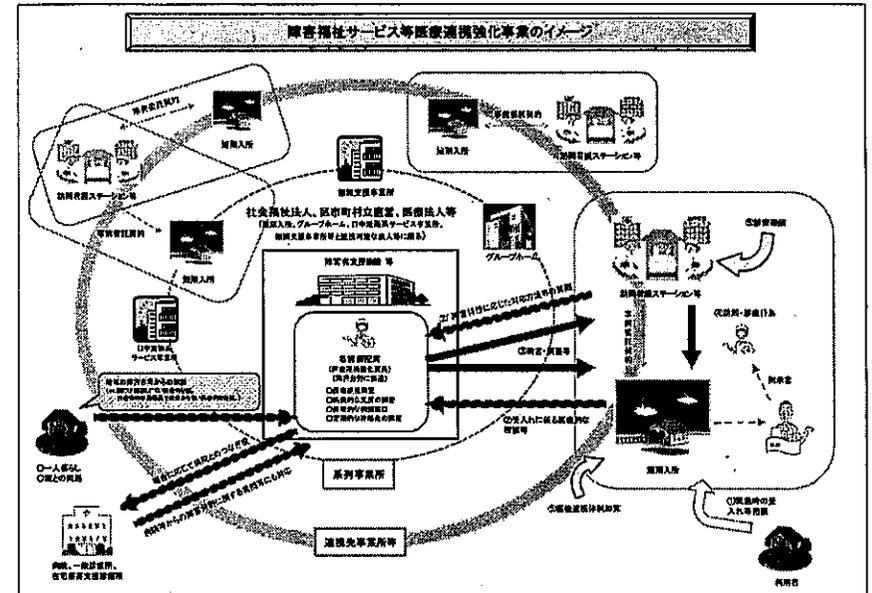
看護師人件費及び連絡会経費〔報償費（医療機関等関係者、障害関係者等）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（電話代、切手代等）、交通費等〕

6 留意事項

- (1) 事業実施者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとし、当該補助対象経費が他の事業の対象となっている場合には、この補助事業の対象と

しない。

- (2) 医療保険制度や介護保険制度による報酬算定が可能な施設等と同一所在地で実施する場合、この事業で報酬の対象となる訪問等を実施する場合は、報酬算定しないこと。



<配置看護師の医療連携強化業務例>

- 定期的な連絡会を開き、地域資源の把握とともに、連携強化の土台作りを行う。
  - 訪問看護と短期入所事業所について、双方の知恵の制度理解の推進、地域資源などを踏まえた効果的な組み合わせの検討、マッチング、両者の事前契約締結の助言などを調整
  - 医療的ケアを要する人からの依頼について、具体的なケースを想定、対応方法を協議するなど事前に受入れに向けて準備を進めておく。
- 実際に依頼が来たら、上記図の①～⑤のような流れで受け入れる。
  - これまで最初から受入れを断っていたような短期入所事業所側は、まずは受入れの可否や訪問看護への質問の仕方などについて配置看護師へ相談
  - 訪問看護側は障害特性に応じた適切な対応方法等について障害分野に精通した配置看護師に相談
- ①～⑤のトライアルを何度も繰り返して経験を積むことで、受入れ可能なケースの判別や増加を進めるとともに、よりスムーズな受入れが可能へ。
  - ⇒訪問看護と短期入所等のペアの連携を深め、受入れ体制を整備
- 配置看護師は、地域で上記訪問看護と短期入所等のペアを複数受け持ち、調整に当たる。
- 連絡会で対応したケース検証や情報共有、医療・障害双方の講師を招いた研修会等を行い、地域全体の底上げや地域間の連携強化につなげる。

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当  
電話03(5320)4151

## 障害者施策推進区市町村包括補助事業 (2) 選択事業

### ヒ「医療連携型グループホーム事業」について

#### 1 事業の目的

障害者グループホーム(以下「グループホーム」という。)において、医療的ケアが必要な障害者に医療支援を行う生活支援員を配置するとともに、勉強会の開催などにより、医療との連携の検証・検討を行う区市町村を支援することを目的とする。

#### 2 補助対象事業

区市町村が以下(1)から(3)までに掲げる内容を実施するグループホームに補助を実施した場合に補助対象とする。ただし、(2)及び(3)については区市町村が直接実施すること又は団体等に委託して実施することができる。

- (1) たん吸引や経管栄養等、日常的に医療が必要な障害者(以下「利用者」という。)をグループホームで受け入れる。
- (2) 医療と連携して利用者を支援していくために、関係者を構成員とする検討会を設置し、利用者の状況把握及び課題を明らかにして、医療支援体制を検討する。
- (3) 上記の検討内容を基に、地域のグループホーム事業者、訪問看護事業者、相談支援事業者等を対象とした勉強会等を開催し、医療連携の実践事例の共有を図る。

#### 3 補助基準額【補助率 1/2】

- (1) 医療的ケア利用者受入人件費 利用者1名当たり 24,400円/日
  - (2) 医療連携勉強会 勉強会開催にかかる経費 1区市町村当たり上限130,800円/年額
  - (3) 検討会 検討会開催にかかる経費 1区市町村当たり上限170,000円/年額
- ※(1)については、利用者に対して、指定共同生活援助を行った日について算定する。ただし、入院期間中は、病院等との連絡調整を行った場合には、算定することができる。

#### 4 グループホームにおける生活支援員の配置

医療支援を行うため、指定基準に定める人員基準に加えて、利用者1名に対して看護師、介護福祉士等たんの吸引や経管栄養等医療的ケアができる生活支援員(以下「生活支援員」)を1名以上、増配置すること。

#### 5 その他

- (1) 訪問看護事業所等との連携により、緊急時の医療体制の確保を図ること。
- (2) グループホームの建物は、車椅子対応可能な構造とし、医療的ケアが必要な障害者に適した造りとする。

福祉保健局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
電話03(5320)4151

## グループホーム従事者人材育成支援事業について

#### ○ 事業目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所(以下「グループホーム」という。)の従事者向け研修を検討・実施することで、グループホーム事業者の人材育成を支援し、もって虐待防止とサービスの質の向上を図る。

#### ○ 実施主体

東京都(委託により実施)

#### ○ 事業内容等

グループホーム従事者が支援上必要となる知識を習得するための研修を実施するため、カリキュラム及びテキストを作成するための検討委員会を開催する。また、従事者研修での講師を養成するための研修を実施する。

##### (1) 検討委員会開催

**内 容** グループホーム従事者向け研修のカリキュラム及びテキストを作成するための検討委員会を開催する。

**実施規模** 年4回(方針決定、進捗確認、中間まとめ、最終報告)

##### (2) 講師養成研修開催

**内 容** 検討委員会で作成したテキストを用いて、次年度以降に開催する従事者研修の講師を養成する。

**実施規模** 年1回(20名)

※平成31年度以降に従事者研修を実施予定です。

※平成30年10月より東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づく区市町村の補助事業(都加算)において、外部研修等受講が補助の条件となります(平成31年度まで経過措置有)。平成31年度以降、本事業の従事者研修の活用をご案内する予定です。

#### ○ 事業所管

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当(電話:03-5320-4151)

## 整備費補助制度について（グループホーム）

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
 03-5320-4152（直通）

名称	内容	対象	基準額及び対象経費	支弁額	窓口	
整備費補助	グループホーム用の建物を建築・改修したりするための補助 ※原則開設前に1回に限り補助	施設整備費 (創設、改築、改修、安全対策)	運営法人 または 建物所有者	9,600千円 ~ 28,800千円  床面積：50㎡未満 ~ 120㎡以上	社福等 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×7/8  民間企業等及び建物所有者 → 基準額と対象経費の実支出額と比較していずれか少ない方の額×1/2	東京都
		消防設備 加 算	運営法人または 建物所有者	消防法施行令別表第一(6)項ロに該当する建物  4,500千円  消防法施行令別表第一(6)項ハに該当する建物  1,200千円		
		防犯設備 加 算	運営法人または 建物所有者	施設と一体的に整備する防犯設備整備費  500千円		
		重度化等設備 加 算	運営法人	重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケア対応のための設備整備費  6,000千円		
		設備整備費	運営法人	1件10万円以上の設備整備費  1,000千円		
		大規模修繕 (既存施設)	運営法人	利用者の重度化、高齢化等の対応のために必要な修繕  10,000千円		
		設備整備費	運営法人	1件10万円以上の設備整備費  1,000千円		

# 整備費補助制度について（短期入所）

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152（直通）

名称	内容	対象	基準額及び対象経費	支弁額	
整備費補助	短期入所用の建物を整備するための補助。原則開設前に1回に限り補助。 <u>単独型事業所または併設事業所が対象（空床利用型事業所は対象外）</u>	運営法人	施設整備費（創設、改築、改修、安全対策）	1床の延床面積がおおむね8㎡以上（1床あたり）  3,600千円	社福等→基準額または実際にかかった経費のうち低い額×7/8
			消防設備加算	消防法施行令別表第一(6)項口に該当する建物（1床あたり）  675千円	
			防犯設備加算	消防法施行令別表第一(6)項ハに該当する建物（1床あたり）  180千円	
			重度化等設備加算	施設と一体的に整備する防犯設備整備費  500千円	
			設備整備費	重度化、高齢化、地域移行及び医療的ケア対応のための設備整備費（1床あたり）  900千円	
			大規模修繕（既存施設）	1件10万円以上（税抜）の設備整備費  1,000千円	
				利用者の重度化、高齢化等の対応のために必要な修繕  6,000千円（※）	
			※ただし、グループホームに併設する短期入所の修繕も一体的に実施する場合、補助基準額はグループホームと短期入所合わせて10,000千円となり、補助額も3/4となる。		

# 定期借地権の一時金に対する補助事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152 (直通)

## 1 事業概要

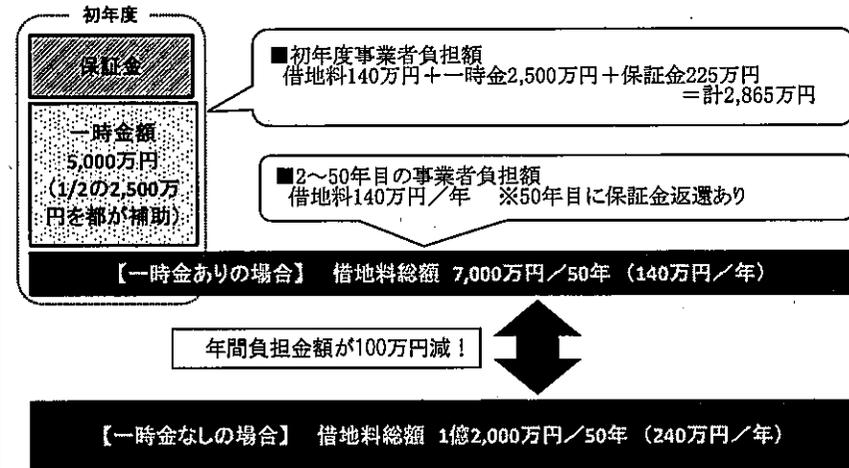
- (1) 目的  
この事業は、障害福祉サービス事業所等の設置に係る用地確保のための定期借地権設定に際して要する経費の一部を補助することにより、障害福祉サービス事業所等の整備を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者  
社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)
- (3) 補助対象事業  
・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)  
・共同生活援助・児童発達支援センター・重心通所  
・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)
- (4) 補助対象用地  
民有地、公有地(国有地、区市町村有地)
- (5) 補助対象経費  
別表の第2欄に定める経費とする。  
※ 定期借地権の設定期間は原則として施設整備補助金にかかる財産処分制限期間以上であることとする。  
※ 保証金として授受される一時金である場合、定期借地権の設定期間が10年未満の契約に基づき授受される一時金である場合、定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合等は補助対象としない。
- (6) 補助金交付額  
別表の第1欄の額に掲げる交付基準額と、第2欄に定める経費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じた額を交付する。

別表

1 交付基準額	2 対象経費	3 補助率
当該事業所等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価評価額(定期借地権の設定期間が50年未満の場合は、定期借地権設定期間(1年未満の端数切捨て)を50年で除した割合を乗じるものとする。)の2分の1の額	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの)。	1/2

## 2 事業イメージ図

- \* 設定条件  
路線価20万円/㎡、地積500㎡、借地料1億2,000万円/50年(240万円/年)、一時金5,000万円、寄付金0円、保証金225万円の場合
- \* 交付基準額  
路線価20万円/㎡×土地面積500㎡×1/2=5,000万円
- \* 補助金交付額  
交付基準額と一時金額を比較して低い方の額 × 補助率 = 補助金交付額  
5,000万円 × 1/2 = 2,500万円



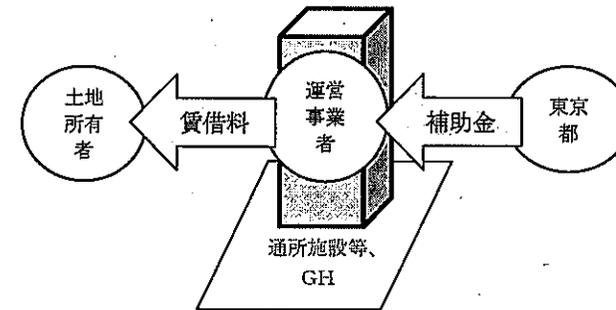
# 借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業について

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152 (直通)

## 1 事業概要

- (1) 目的  
この事業は、事業者が国有地又は民有地を借り受けて障害者施設を新たに整備する場合に要する経費の一部を補助することにより、障害者施設の設置促進を図ることを目的とする。
- (2) 補助対象者  
社会福祉法人、特定非営利活動法人等(自治体、営利法人を除く。)
- (3) 補助対象事業
  - ・日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
  - ・共同生活援助 ・児童発達支援センター ・重心通所
  - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所(以下「主に重心」という)
- (4) 補助対象用地  
民有地、国有地
- (5) 補助対象経費  
事業所を新たに整備する場合に要する土地の賃料
- (6) 補助金交付額  
土地賃料と補助基準額を比較して少ないほうの額の1/2  
  
※補助基準額  
国有地:契約金額  
民有地:公示地価により3段階で設定(\*)
- (7) その他  
・補助対象期間は、賃貸借開始から60か月(5年間)が上限

## 2 事業イメージ図



【年度内に支払った賃借料と補助基準額の少ない方】×1/2＝ 補助額

### \* 民有地の補助基準額

(単位:千円/年)

当該地の公示価格	通所施設等	グループホーム	主に重心
都内平均よりも低い場合	5,000	2,500	1,000
都内平均の2倍未満の場合	10,000	5,000	2,000
都内平均の2倍以上の場合	15,000	7,500	3,000

※整備予定地の公示価格がどこに該当するかについては次ページを参照すること

- \* 事業開始初期の経費を抑えられ、経営の安定化が図れます。
- \* 定期借地権の一時金に対する補助との併用が可能です。ぜひご利用ください!
- \* 平成33年3月31日までに契約締結し、かつ土地の賃貸借期間が始まったものが補助対象となります!



借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業補助要綱より抜粋

別表

補助基準額

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、児童発達支援センターの場合

(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	15,000	八王子市	-	瑞穂町	5,000
中央区	15,000	立川市	5,000	日の出町	5,000
港区	15,000	武蔵野市	10,000	檜原村	5,000
新宿区	10,000	三鷹市	10,000	奥多摩町	5,000
文京区	15,000	青梅市	5,000	大島町	5,000
台東区	10,000	府中市	5,000	利島村	5,000
墨田区	5,000	昭島市	5,000	新島村	5,000
江東区	10,000	調布市	5,000	神津島村	5,000
品川区	10,000	町田市	5,000	三宅村	5,000
目黒区	15,000	小金井市	5,000	御蔵島村	5,000
大田区	10,000	小平市	5,000	八丈町	5,000
世田谷区	10,000	日野市	5,000	青ヶ島村	5,000
渋谷区	15,000	東村山市	5,000	小笠原村	5,000
中野区	10,000	国分寺市	5,000		
杉並区	10,000	国立市	5,000		
豊島区	10,000	福生市	5,000		
北区	10,000	狛江市	5,000		
荒川区	10,000	東大和市	5,000		
板橋区	10,000	清瀬市	5,000		
練馬区	5,000	東久留米市	5,000		
足立区	5,000	武蔵村山市	5,000		
葛飾区	5,000	多摩市	5,000		
江戸川区	5,000	稲城市	5,000		
		羽村市	5,000		
		あきる野市	5,000		
		西東京市	5,000		

補助基準額

共同生活援助の場合

(単位：千円)		(単位：千円)		(単位：千円)	
1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)	1 施設の所在する区市町村	2 補助基準額 (1施設当たり) (年額)
千代田区	7,500	八王子市	-	瑞穂町	2,500
中央区	7,500	立川市	2,500	日の出町	2,500
港区	7,500	武蔵野市	5,000	檜原村	2,500
新宿区	5,000	三鷹市	5,000	奥多摩町	2,500
文京区	7,500	青梅市	2,500	大島町	2,500
台東区	5,000	府中市	2,500	利島村	2,500
墨田区	2,500	昭島市	2,500	新島村	2,500
江東区	5,000	調布市	2,500	神津島村	2,500
品川区	5,000	町田市	2,500	三宅村	2,500
目黒区	7,500	小金井市	2,500	御蔵島村	2,500
大田区	5,000	小平市	2,500	八丈町	2,500
世田谷区	5,000	日野市	2,500	青ヶ島村	2,500
渋谷区	7,500	東村山市	2,500	小笠原村	2,500
中野区	5,000	国分寺市	2,500		
杉並区	5,000	国立市	2,500		
豊島区	5,000	福生市	2,500		
北区	5,000	狛江市	2,500		
荒川区	5,000	東大和市	2,500		
板橋区	5,000	清瀬市	2,500		
練馬区	2,500	東久留米市	2,500		
足立区	2,500	武蔵村山市	2,500		
葛飾区	2,500	多摩市	2,500		
江戸川区	2,500	稲城市	2,500		
		羽村市	2,500		
		あきる野市	2,500		
		西東京市	2,500		

# ～土地に関する補助事業

(定期借地権の一時金に対する補助事業 & 借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業)

# に共通する事項～

<担当> 施設サービス支援課 生活基盤整備担当  
03-5320-4152 (直通)

## 1 対照表

	定期借地権の一時金に対する補助事業	借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業
事業内容	定期借地権の一時金の一部を補助	土地の賃料の一部を補助
対象用地	民有地 国有地 区市町村有地	民有地 国有地
対象借地権	一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権	普通借地権 一般定期借地権 建物譲渡特約付借地権 事業用定期借地権
効果	契約時に一時的な出費が必要だが、毎月の賃料が減額になる!	事業開始初期の賃料負担を抑えられる!

※ グループホームを整備する場合は、事業用定期借地権は補助対象外です。

## 2 借地借家法における借地権の種類

	普通借地権	定期借地権		
		一般定期借地権 (第28条)	建物譲渡特約付借地権 (第24条)	事業用定期借地権 (第28条)
存続期間	30年以上	50年以上	30年以上	10年以上50年未満
建物用途	制限なし	制限なし	制限なし	事業用建物の所有
終了	期間満了によるが、原則は法定更新される。地主が更新拒絶するには正当事由を要する。	期間満了による	建物譲渡による	期間満了による
その他	建物買取請求権がある。建物買取請求権が行使されれば建物はそのまま土地を明け渡す。借家関係は継続される。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。	30年以上経過した時点建物を相当の対価で地主に譲渡することを特約する。	①契約の更新をしない ②存続期間の延長をしない ③建物買取請求をしない という3つの特約を定める。

## 3 財産処分制限期間

補助を利用する場合は、借地権の設定期間は原則として建物の財産処分制限期間以上でなければなりません。

	事業所用	寄宿舎用
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	47年
鉄骨造	38、30、22年	34、27、19年
木造	24年	22年

※鉄骨の厚さによって異なる

\*参考:「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)

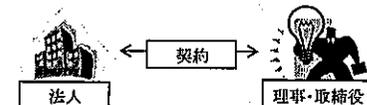
## 4 利益相反関係

契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合は、補助対象外です。

※ 利益相反関係とは

ある行為によって、一方の利益となると同時に、他方の不利益となる関係。社会福祉法や特定非営利活動促進法等により、一定の範囲で制限されている。

(例) 理事・取締役と法人との間の借地契約



## 5 その他

■ 両事業とも、交付申請時に、借地料が適正な価格であることを確認するために不動産鑑定評価書等の提出が必要です。

■ 両事業の要綱、Q&A等については、以下のHPをご参照ください。

・定期借地権の一時金に対する補助事業

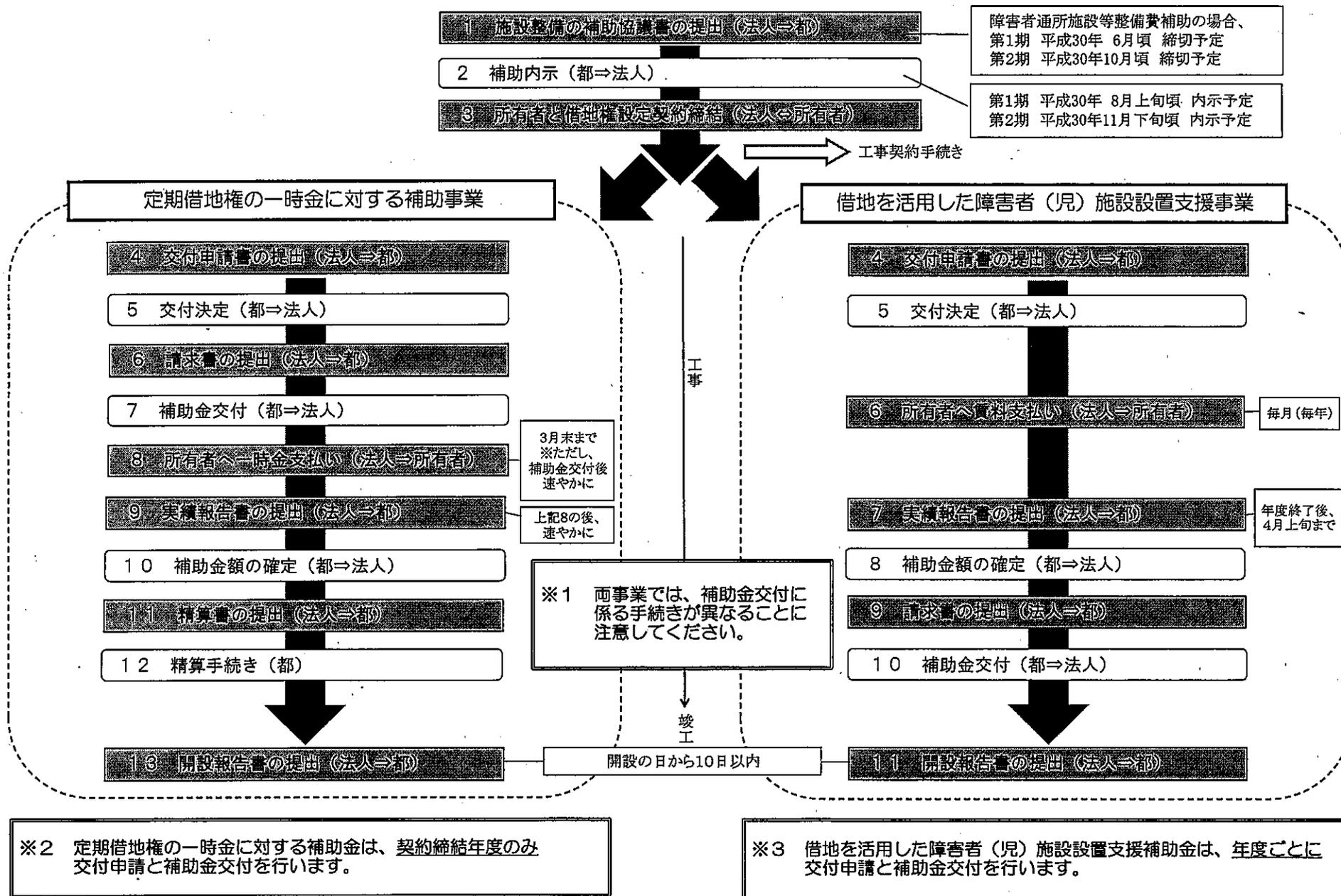
『東京都福祉保健局>障害者>事業者の方へ>定期借地権利用による障害福祉サービス事業所等整備促進事業』  
URL:<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/teikisyakuchi.html>

・借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業

『東京都福祉保健局>障害者>事業者の方へ>借地を活用した障害者(児)施設設置支援事業について』

URL:[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/shakuchi\\_katsuyou.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/shakuchi_katsuyou.html)

## 6 スケジュール



**障害者地域生活移行・定着化支援事業の概要**  
(障害者施策推進区市町村包括補助事業 選択事業)

<担当> 施設サービス支援課 障害者支援施設担当  
03-5320-4153 (直通)

**(1) 地域移行した利用者の個別支援事業**

○目的

障害者支援施設に入所する重度の障害者を受け入れたグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を支援する。

○対象者

障害者支援施設を退所し、グループホームに移行後1年以内の重度障害者

○事業内容

障害者支援施設を退所した重度の障害者を受け入れたグループホームを運営する法人に対し、相談援助等、支援に要する経費の一部を補助する。

※ 障害児入所施設に入所している過齢児も対象とする。また、平成29年度から都外の障害者支援施設から都外のグループホームへ移行する場合についても対象とする。

○補助内容

補助基準額 対象者一人あたり 月額10万円(対象期間：移行後1年)

○その他

上記取組を実施するに当たっては、利用者本人の意向に十分に配慮するとともに、移行先の地域資源の状況等、移行後の安定した地域生活を支える体制整備にも留意しつつ、地域移行の推進を図ること。

**(2) 区市町村支援事業**

○目的

地域の実情に応じて、障害者(児)の地域生活の継続及び施設入所者(児)の地域移行の促進を図る取組みを支援する。

○対象者

地域に居住する障害者(児)及びその家族等

○事業内容

普及啓発等、障害者(児)の地域生活の継続及び施設入所者(児)の地域移行の促進に資すると認められる事業を実施する。

ただし、事業の全部又は一部について、事業を適切に実施することのできる法人等への委託又は補助によることができるものとする。

なお、他の地方公共団体等と共同で事業を実施することも可能。

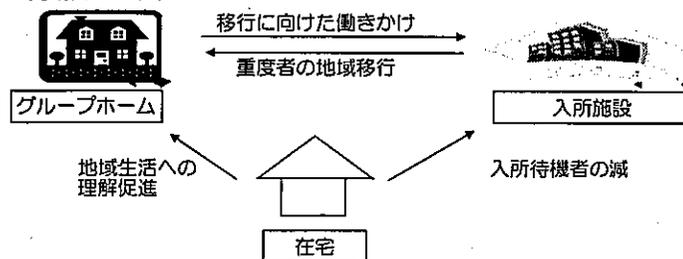
※実施例

- ・在宅障害者及び保護者を対象にグループホームの説明や体験の実施等
- ・地域生活の継続や地域移行の課題等に関するアンケート調査の実施、分析、仕組みの検討等  
(自立支援協議会への委託も可。ただし、自立支援協議会の運営経費は補助対象外。)

○補助内容

補助基準額 1区市町村あたり 30万円

(事業イメージ)



**(3) 都外施設利用者地域移行促進事業**

○目的

都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所に対し、支援に要する経費の一部を補助することにより、都内への地域移行を促進するとともに、相談支援事業所の機能強化を図る。

○対象者(予定)

都外施設利用者(援護の実施機関である区市町村から地域相談支援給付費(地域移行支援)の支給決定を受けていることを条件とする。)

○事業内容

都内の相談支援事業者が、地域相談支援給付費(地域移行支援)の支給決定を受けた都外施設利用者に対し、月2回以上現地に赴き対面での支援を行う場合に、その往復等に要する経費の一部を補助する。

○補助内容

都外施設利用者が所在する地域に応じて補助基準額は異なる(詳細は下表のとおり、なお対象期間は、対象者1人当たり原則6か月以内とする)。

区分	対象地域(県名)	補助基準額(月額)
区分Ⅰ	青森県、秋田県	71,000円
区分Ⅱ	宮城県、山形県、岐阜県	58,000円
区分Ⅲ	福島県、長野県	25,000円
区分Ⅳ	栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	8,000円
区分Ⅴ	埼玉県、千葉県、神奈川県	4,000円

※1: 補助対象となる経費は、施設等との往復に要する旅費とする。ただし、区分Ⅰ及び区分Ⅱが適用される場合は、往復等に要する人件費についても補助対象に含める。

※2: 旅費については、実際に要した費用から6,000円を控除した額を補助額とする。  
(例) 1か月に要した費用が10,000円の場合  
10,000円 - 6,000円 = 4,000円(補助額)

**都外施設入所者地域移行特別支援事業の概要**  
(障害者施策推進区市町村包括補助事業 先駆的事業)

**東京都地域移行促進コーディネーター事業の概要**

○目的

都外の障害者支援施設に入所する障害者を受け入れた都内のグループホームに対して、地域生活移行当初の支援に要する経費の一部を補助することにより、地域生活への移行及び定着を支援する。

○対象者

都外の障害者支援施設を退所し、都内のグループホームに移行した障害者

○事業内容

都外の障害者支援施設を退所した障害者を受け入れた都内のグループホームを運営する法人に対し、以下の支援に要する経費の一部を補助する。

- (1) 都外施設から地域移行した利用者の個別支援事業  
相談援助等、支援に要する経費（移行後1年以内）
- (2) 都外施設からの地域移行時集中支援事業  
移行に向けた調整等、移行前6か月間に要した経費

○補助内容

- 補助基準額 (1) 対象者一人あたり 月額30万円 (対象期間：移行後1年)  
(2) 対象者一人あたり 100万円 (上限) (移行後に補助)

○その他

上記取組を実施するに当たっては、利用者本人の意向に十分に配慮するとともに、移行先の地域資源の状況等、移行後の安定した地域生活を支える体制整備にも留意しつつ、地域移行の推進を図ること。

<参考> 本事業及び「障害者地域生活移行・定着化支援事業」(地域移行した利用者の個別支援事業)の対象範囲について

平成28年度					平成29年度				
移行先	都内入所		都外入所		移行先	都内入所		都外入所	
	中軽度	重度	中軽度	重度		中軽度	重度	中軽度	重度
都内GH		②	②	②	都内GH		②	①	①
都外GH					都外GH				②

- ① 都外施設入所者地域移行特別支援事業 (新規)  
② 障害者地域生活移行・定着化支援事業

➤ 目的

障害者支援施設等に地域移行促進コーディネーターを配置し、都内施設と都外施設相互の連携を図りながら、区市町村及び相談支援事業者との連携体制を構築するとともに、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する共同生活援助事業所等の掘り起し等に取り組むことにより、施設利用者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

➤ 事業内容

下記1及び2に掲げる区分ごとに東京都が公募により事業者を選定し、地域移行支援に関する業務を行う事業を委託する。(実施規模(予定)は、下記1が10か所、下記2が1か所。)

1 地域移行促進コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の配置

- ① 地域移行に関する課題整理  
利用者の地域移行を阻んでいる新たな課題の集約、分析等
  - ② 利用者の地域移行支援  
利用者の地域移行に向けた相談支援等
  - ③ 普及啓発活動  
利用者及びその保護者等を対象に実施する地域移行成功者を活用したピアサポート活動、共同生活援助事業所等での体験実習による地域移行希望者の掘り起こし等
  - ④ 相談支援事業者との連携強化  
地域移行を希望する利用者の紹介、手続支援、情報提供等
  - ⑤ 区市町村との連携強化  
利用者の地域移行に向けた支援体制に係る区市町村との連絡調整等
  - ⑥ コーディネーター相互の連携による情報共有等  
コーディネーター相互の連携による利用者及びその保護者の状況、移行先の情報共有等
  - ⑦ コーディネーター相互の連携による普及啓発等  
コーディネーター相互の連携によるピアサポート活動や保護者・相談支援事業者への働きかけ、受託施設以外の施設の管理者等による意見交換、情報共有を行う会議の開催等
- ※ 障害児入所施設に入所している過齢児に対して、上記①～⑦を必要に応じて実施する。

2 新規開拓・受入促進員(以下「促進員」という。)の配置

- ① 地域移行先の共同生活援助事業所等の開拓  
地域で共同生活援助事業所等を運営する社会福祉法人等(以下「運営法人」という。)との連携体制の構築、重度障害者に対応する共同生活援助事業所等の情報収集等
- ② 共同生活援助事業所等における受入促進  
運営法人への利用者受入に係る普及啓発、共同生活援助事業所等の整備に向けた助言等
- ③ 利用者の体験実習等に向けた調整支援  
地域移行が見込める利用者を担当するコーディネーターからの情報集約及び運営法人からの情報収集等。その上で、利用者の共同生活援助事業所等での体験実習等に向けた双方への情報提供、紹介・マッチング等の実施
- ④ コーディネーターとの連携による情報共有等  
促進員・コーディネーター相互の連携促進に向けた意見交換、情報共有を行う会議の開催等
- ⑤ 地域移行者の受入れに関する課題整理  
利用者の地域移行を阻んでいる共同生活援助事業所等の課題の集約、分析等

➤ 事業実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

➤ 平成30年度の事業スケジュール

公募：3月上旬～3月中旬 審査・選定 3月中旬～下旬 契約・事業開始：4月1日